

【議案第15号】

弥畝辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議員名	反対理由
森谷 公昭	1300万円のエアコン代に驚く。軒もあり直射日光も入りにくい旧家の造りなので5万～10万円程度のスポットクーラー、除湿クーラーで十分。

【議案第23号】

令和8年度浜田市一般会計予算

議員名	反対理由		
森谷 公昭	資料 No.	項目名	反対理由（森谷委員の追及の核心）
	341	弥栄体験 村管理	1人当たりの市負担額が巨額であるにも関わらず、赤字を垂れ流し続ける事業に対する「撤退ライン」や出口戦略が不明確であるため。
	350	水産振興 事業	単なるイベント補助の継続に終始し、漁獲量減少という危機的状況下で「水産業者の所得向上」に直結する具体的な投資計画が欠落しているため。
	352	林道維持 管理	特定地域への利益誘導の疑念を拭えず、路線の稼働実績に基づいた公平・公正な選定基準が予算配分に反映されていないため。
	364	空き店舗 対策	家賃補助という一時的な延命策では空き店舗問題は解決しない。リノベーション支援やマッチング機能への抜本的な予算転換が必要であるため。
	366	産業進行 パワーア ップ	三國シェフへの高額委託料に対し、フォロワー数等の「空中戦」の成果ばかりが強調され、市内の実売上増という「地上戦」の成果が不明瞭であるため。
	409	漁港荷さ ばき所管 理	JFが所有すべき施設の修繕費まで市が負担する仕組みは異常であり、家賃も徴収せず公金を投入し続けることは市民への背信行為であるため。
	418	伝統芸能 支援	神楽団体への一律補助に留まり、観光資源としての活用や外貨獲得による「自立した文化振興」という戦略的な視点が欠けているため。

420	漁港機能 保全計画	新設間もない施設に対し、多額の計画策定費を後付けで計上する姿勢は、当初の設計や将来予測の甘さを露呈しているため。
445	駅周辺デ ザイン	市長への声（直行便）すら職員が選別・遮断する閉鎖的な体制下で、市民の多様な意見を反映したデザイン策定ができるとは信じ難いため。
560	庁舎管理 費	電気代高騰に対し、精神論での節電に終始し、抜本的な固定費削減に向けた省エネ投資（LED化等）の姿勢が極めて消極的であるため。
580	地域振興 事業	地区振興会への補助金が「組織の維持」そのものが目的化しており、活動実態に基づく評価や、やる気のある地域への重点配分がなされていないため。
640	空き家利 活用	空き家バンクの成約率が低迷しているにも関わらず、所有者が「貸したい」と思えるような税制優遇や踏み込んだ支援策への予算シフトが見られないため。
670	男女共同 参画	女性登用率の目標未達を「社会情勢」のせいとし、人材バンクの活用や会議時間の工夫など、市が主体となって改善する実効性ある知恵と予算が不足しているため。
672	学校体育 施設開放	実際の稼働率（利用実績）を数字で把握せず、使われていない時間にも維持コストをかけた続ける非効率な運営が放置されているため。
676	国スポ施 設整備	スケート場問題において、市民に不都合な調査結果を伏せ、議会の請願採択を無視して設計費を計上する手続きの不透明さと不誠実さが看過できないため。
677	運動施設 管理費	指定管理から直営に戻した結果、市の財政負担が増大しており、民間感覚での経営努

令和8年3月定例会議 反対理由

			力や将来的なコスト推計が一切示されていないため。
678	運動施設 改修		長寿命化計画やKPIに基づかない「場当たりの修繕予算」の集積であり、将来世代への負担先送りに繋がるため。
679	旭運動公園 管理		利用率と維持費のバランスが著しく悪く、特定施設への過度な予算配分に対する全市的な妥当性が証明されていないため。
750	総合計画 管理		過去の計画の失敗分析を職員自ら行わず、安易に外部コンサルへ多額の委託料を投じる「丸投げ体質」が改善されていないため。

【請願第67号】

令和7年12月定例会議採択の総務委員会所管請願に係る進捗状況報告に関する請願について

議員名	反対理由
小川 稔宏	行政裁量の部分であり、必要に応じ所管事務調査等でチェックも可能であることから個別請願による報告要求はなじまない。
岡本 正友	既採択事項であり請願による対応は適当でないため。

【請願第68号】

浜田市公文書管理条例の制定及び公文書管理体制の抜本的改善に関する  
請願について

議員名	反対理由
柳楽 真智子	管理規則に基づいて適正に処理されており、これ以上の対応は必要ないと考えるため。
小川 稔宏	公文書管理は現行の法令・制度のもとで運用されており、個別事案を理由とした条例制定は妥当ではない。
岡本 正友	制度設計は市全体の観点から慎重に検討すべきため。
芦谷 英夫	執拗に請願を求めているが、公文書管理など執行権の範囲内で適切に行っている。

【請願第69号】

公文書開示業務の迅速化及び組織的な業務執行体制の構築に関する請願  
について

議員名	反対理由
西田 一平	個別事務の運用改善を議会の請願で指示することは行政執行への過度な介入となるため。
今田 実延	現状として適正に対応されているため。
岡山 令子	行政事務への過度な議会介入をさけるため。
花田 香	行政事務への過度な議会介入をさけるため。
村木 勝也	情報公開制度は既に条例に基づき運用されており、個別事務の運用改善を議会への請願で指示することは執行機関への過度な介入となるため。
大谷 学	現在の体制では困難と判断するため。
沖田 真治	執行部への過度な介入を避けるため。
足立 豪	情報公開制度は既に条例に基づき運用されており、個別の事務運用を請願で指示することは議会の関与として適切ではないため反対。
柳楽 真智子	現行の対応で十分と考えるため。
串崎 利行	現在の体制で問題ない。
小川 稔宏	公文書開示の取扱いは行政内部で適切に検討し運用されるべきであり、請願により業務運営を求めるべきではない。
笹田 卓	行政事務への過度な議会介入を避けるため。
岡本 正友	情報公開体制は総合的検証が必要なため。
芦谷 英夫	請願に至った背景はあるが、公文書管理業務など適切に行っている。
佐々木 豊治	適切に対応されており、これ以上の対応は困難と思うから。
川神 裕司	現体制で最低限の対応ができているため。

【請願第71号】

市民への適切な接遇の確保と公平なカスタマーハラスメント対策に関する請願について

議員名	反対理由
西田 一平	行政の内部管理の自律性を保つため。
今田 実延	現状として適切な接遇は確保されているため。
岡山 令子	職員を守るためのきまりであるので議会の過度な関与はさけるべき。
遠藤 祐之	まずは市役所から取り組むべきと考えるため。
花田 香	行政の内部管理の自立性を保つため。
村木 勝也	職員の対応は組織として行政の内部管理事項であり、個別事案を前提とした請願で議会が運用に関与することは適当ではないため。
大谷 学	職員の接遇とは分けて考える必要があると判断するため。
沖田 真治	行政の内部管理の自立性を保つため。
足立 豪	カスタマーハラスメント対策は行政の内部管理事項であり、請願によって具体的運用を求めることは議会の役割を超えるため反対。
川上 幾雄	現状で十分対応されていると判断する。
柳楽 真智子	職員の接遇とカスタマーハラスメントの問題は別として考える必要があると考えるため。
串崎 利行	現在の職員対応で問題ない。
小川 稔宏	職員の接遇やカスタマーハラスメント対策は行政運営のなかで総合的に検討されるべきであり、請願は一方的内容で適当とは言えない。
笹田 卓	行政の内部管理の自律性を保つため。
岡本 正友	現在制度整備を検討中であり慎重判断が必要なため。
芦谷 英夫	請願に至った背景があり、まずは条例制定が優先されるべきである。
佐々木 豊治	原因はどうであれ行為そのものを制限するもの。
西田 清久	職員の接遇とカスタマーハラスメントは別の問題。
川神 裕司	職員の接遇とカスタマーハラスメント対応は別問題のため。

【請願第74号】

産業経済部職員による飲酒事案に係る不透明な処分プロセス及び事実隠蔽の疑いに関する真相究明を求める請願について

議員名	反対理由
西田 一平	特定事案への議会関与を避けるため。
今田 実延	既に処分が下されている事案であり、これ以上の議会の介入は難しいと考えるため。
岡山 令子	既に一定の結論が出されている事案のため。
花田 香	特定事案への議会関与をさけるため。
村木 勝也	本件は、人事管理の範囲であり、請願により議会が特定事案の調査を指示するとは適切ではないため。
大谷 学	議会が調査や判断するものではないため。
沖田 真治	特定事案への議会関与を避けるため。
足立 豪	過去事案の事実関係調査は監査や人事管理の範囲であり、請願で議会が特定事案の調査を求めることは適当ではないため反対。
柳楽 真智子	議会が対応する案件ではないと考えるため。
串崎 利行	議会で調査、判断するものでない。
小川 稔宏	職員の不祥事に関する調査や処分は既存制度に基づき適切に行われるべきもので、再調査を求めることは適当でない。
笹田 卓	特定事案への議会関与を避けるため。
岡本 正友	既に議員間討議で一定の理解が得られているため。
芦谷 英夫	既に行政執行と処分は確定している。
佐々木 豊治	議会として調査解明することは限度もありできない。
西田 清久	議会としての調査案件ではなくなっている。
川神 裕司	議会が調整、判断するものではないと考えるため。

【請願第77号】

令和7年12月定例会議採択の文教厚生委員会所管請願に係る進捗状況報告に関する請願について

議員名	反対理由
小川 稔宏	行政裁量の部分であり必要に応じ所管事務調査等で、チェックも可能なことから個別請願での報告要求はなじまない。
岡本 正友	採択事項の進捗確認は委員会で行うべき。

【請願第78号】

教育・スポーツ施設の設置、改廃及び機能転用に関する適正な意思決定手続の確保を求める請願について

議員名	反対理由
小川 稔宏	方針決定は関係法令に基づき行政や教育委員会が適切に判断すべき事項である。
岡本 正友	委員会で妥当と判断された案件であるため。

【請願第79号】

浜田市スケート場再配置計画における事務手続きの不備解消及び市民との対話再開を求める請願について

議員名	反対理由
西田 一平	既に進む計画決定の安定性を確保するため。
今田 実延	既に方針決定された案件であるため再検証の必要はないため。
岡山 令子	既に決定した事項であるため。
花田 香	既に進む計画決定の安定性を確保するため。
村木 勝也	本件は既に計画の方針が決定されているため。
大谷 学	既に決定された事項であるため。
沖田 真治	既に進む計画決定の安定性を確保するため
足立 豪	施設再配置は既に行政手続と議会審議の中で進められており、請願による再検証要件は計画の安定性を損なう恐れがあるため反対。
川上 幾雄	不備と判断できない。
柳楽 真智子	議会で承認された既に決定された事項であるため。
串崎 利行	既に了している案件のため。
小川 稔宏	行政の責任において進められるべき内容に対する過度な介入となる可能性がある。
笹田 卓	既に進む計画決定の安定性を確保するため。
岡本 正友	委員会で妥当性が確認済みの案件であるため
芦谷 英夫	行政の執行とその処分が確定しており、請願の趣旨が現状にそぐわない。
佐々木 豊治	既に方針決定されている。
西田 清久	既に決定されている事項であるため。
川神 裕司	既に決定している事項のため。

【請願第80号】

浜田市スケート場再配置計画における事務手続きの適正化及び「浜田市協働のまちづくり条例」に基づく市民との直接対話の再開を求める請願について

議員名	反対理由
西田 一平	訴訟案件への不適切な議会介入を避けるため。
今田 実延	既に方針決定された案件であるため再検証の必要はないため。
岡山 令子	既に決定した事項であるため。
遠藤 祐之	特定の市民だけを取り上げている請願のため。
花田 香	訴訟案件への不適切な議会介入を避けるため。
村木 勝也	本件は係争中の事案であり、既に計画の方針が決定されているため。
大谷 学	十分に説明がなされたと判断できる既に決定されている事項であるため。
沖田 真治	訴訟案件への不適切な議会介入を避けるため。
足立 豪	訴訟等を含む案件の対応は行政の法務判断に委ねられるべきであり、請願で対話方法を求めることは適当ではないため反対。
川上 幾雄	手続きに問題ないと判断する。
柳楽 真智子	既に決定された事項であるため、これ以上の対応はできないと考えるため。
串崎 利行	係争中のため。
小川 稔宏	行政の裁量で行われるべき事項である。
笹田 卓	訴訟案件への不適切な議会介入を避けるため。
岡本 正友	係争中案件であり即時対応は困難なため。
芦谷 英夫	請願に至った背景はあるが、現状、執行権の範囲内で適切に行っている
佐々木 豊治	既に方針決定されている。
西田 清久	既に決定されている事項であるため。
川神 裕司	既に決定している事項のため

【請願第81号】

訴訟の提起を理由とした市民への説明責任及び対話拒否の改善を求める  
請願について

議員名	反対理由
西田 一平	法的対応の適正な遂行を確保するため。
今田 実延	弁護士と相談の上での対応であり、少なからず係争中の案件に影響があるものとするため。
岡山 令子	市が弁護士と相談し出した結論のため。
遠藤 祐之	訴訟中の案件が今後、この事案に関わらず、対話不可能な場合が起こりうるため。
花田 香	法的対応の適正な遂行を確保するため。
村木 勝也	訴訟案件についての説明範囲は法的戦略に関わる事項であり、議会が請願で行政の対応方針を拘束することは適切ではないため。
大谷 学	係争中の事案においては弁護士の助言による対応にならざるを得ないため。
沖田 真治	法的対応の適正な遂行を確保するため。
足立 豪	訴訟案件に関する説明範囲は法的対応に関わる事項であり、請願で行政の対応方針を拘束することは適切ではないため反対。
川上 幾雄	係争事案であり現時点では不要。
柳楽 真智子	市が弁護士と相談した上で出した結論であるため。
串崎 利行	係争中のため。
小川 稔宏	法的判断を踏まえ行政が適切に対応すべき事項である。
笹田 卓	法的対応の適正な行を確保するため。
岡本 正友	訴訟対応上の制約から一律義務化は不適當。
芦谷 英夫	執行権の範囲内で適切に行っている。
佐々木 豊治	訴訟中の案件でやむを得ない。
西田 清久	市が弁護士と相談した上で出した結論であるため。
川神 裕司	市が弁護士と相談した結論であるため。

【請願第82号】

令和7年12月定例会議採択の産業建設委員会所管請願に係る進捗状況報告に関する請願について

議員名	反対理由
小川 稔宏	透明性確保は重要であるが必要に応じて所管事務調査等でチェックは可能で、画一的に報告を求めることには行政裁量と効率性の観点から賛成できない。
岡本 正友	採択後間もなく請願で再追及することは適当でないため。

【請願第83号】

本会議における自席発言の導入に関する請願について

議員名	反対理由
西田 一平	議案質疑など既に自席発言が認められており、一般質問まで含めた一律変更の必要性は認められないため。
今田 実延	現行の運用で支障をきたしていないため。
岡山 令子	特に必要性を感じないため。
花田 香	制度運用の安定性を維持するため。
村木 勝也	一般質問や討論等において、その一往復が大切な時間であり、それほど時間ロスと思わないため。
大谷 学	一般質問において執行部側と対峙してやり取りをする形態を表す点において合理性があるため。
沖田 真治	時間短縮につながらないと思うので。
足立 豪	浜田市議会では議案質疑等で既に自席発言が認められており、一般質問まで含めた制度変更の必要性は低いため反対。
川上 幾雄	現在の運用で用をなしている。
柳楽 真智子	ケーブルテレビ用のカメラ設定や操作の対応が必要となるため。
串崎 利行	現在の対応で問題ない。
小川 稔宏	現在のやり方は大切な慣行である。移動時間は僅かであっても、看過できない程のロスとも、審議を妨げているとも思えない。
笹田 卓	制度運用の安定性を確保するため。
岡本 正友	議事の品位と秩序維持の観点から慎重対応が必要。
芦谷 英夫	浜田市議会の方針で対処しており、願意は時期尚早である。
佐々木 豊治	カメラの変換などの作業が負担になる。
西田 清久	議案質疑などは自席で行うが、一般質問や討論は発言席で行う重みがあり、集中力が違ってくる。
川神 裕司	ケーブルテレビ撮影における技術的な点をクリアするのが困難。

【請願第84号】

令和7年12月定例会議採択の議会運営委員会所管請願に係る進捗状況報告に関する請願について

議員名	反対理由
小川 稔宏	必要ならば所管事務調査等でチェックは可能。一律に進捗報告を要求することは事務量の増大にもつながり適当ではない。
岡本 正友	採択後間もなく請願で再追及することは適当でないため。

【請願第85号】

議会運営委員会の委員選任における会派人数要件の撤廃に関する請願について

議員名	反対理由
西田 一平	議会運営の円滑性を確保するため。
今田 実延	現行、会派制度を採用しているため。
岡山 令子	会派規模に応じた構成は適切だと考えるため。
遠藤 祐之	会派制度を採っているため。
花田 香	制度運用の円滑性を確保するため。
村木 勝也	浜田市議会では会派制を採っており、その会派制において人数要件は、会派規模と均衡を図っているため。
大谷 学	議会としての合意形成を図る手段として合理性があると判断するため。
沖田 真治	会派制度を尊重したいと思うので。
足立 豪	議会運営委員会の構成は会派規模を踏まえた議会運営上の合理的仕組みであり、人数要件撤廃は委員会運営の安定性を損なう恐れがあるため反対。
川上 幾雄	現在の運用で問題ない。
柳楽 真智子	他の自治体では少数会派の議員は議会の傍聴もできない議会もあるが、浜田市議会では委員外議員として出席できる。また、委員長が必要と認める場合は発言も許可されることから、現行のままで良いと考える。
串崎 利行	現在の対応で問題ない。
小川 稔宏	会派を導入している議会での効果的な意思決定の観点で合理性があり変更の必要はない。現状、少数意見は十分尊重されている。
笹田 卓	議会運営の円滑性を確保するため。
岡本 正友	現行制度で発言機会は確保されているため。
芦谷 英夫	会派制は、議会運営、議会合意づくりに必要であり対処すべきである。
佐々木 豊治	会派としての合意がないと、少数意見が埋もれる可能性もある。
西田 清久	会派制をとっている市議会では委員は2人で1人が選任さ

令和8年3月定例会議 反対理由

	れ委員外議員においても意見を述べることはできる。
川神 裕司	委員外議員にも発言の機会があるため。

【請願第86号】

一般質問における議員間の発言順序の変更に関する請願について

議員名	反対理由
大谷 学	順番の入替えは公平性を欠くことにつながりかねない。また、執行部側の対応準備に混乱を招く恐れがあると感じるため。
柳楽 真智子	質問順は通告締切期限後にくじ引きで決めており、公平性が保たれていると考えている。これまでも体調不良や通院などのやむを得ない事情がある場合は変更を可能としていることから、現行のままで良いと考える。
串崎 利行	現在の対応で問題ない。
小川 稔宏	抽選は平等、公正の確保の面から理にかなっており、議会運営の安定性からも現行のやり方で問題はない。
岡本 正友	議事の公平性確保の観点から適当でない。
芦谷 英夫	浜田市議会の方針で運営している。
佐々木 豊治	抽選きで公平性を保っている。
西田 清久	抽選することによって公平性が保たれる。
川神 裕司	抽選という手法の公平性が失われる可能性があるため。

【請願第87号】

議会における公人・法人等の実名発言及び議会だより等への掲載の保障に関する請願について（議会運営委員会付託分）

議員名	反対理由
西田 一平	実名言及は名誉毀損や議会秩序への影響が大きく、議会運営に関わるリスクを回避するため。
今田 実延	役職名のみで判断できるため。
岡山 令子	名誉毀損のリスクを回避するため。
遠藤 祐之	個人名を出す必要がないため。
花田 香	名誉棄損等のリスクを回避するため。
村木 勝也	名前まで付けて発言する必要がなく、職名で足りるため。
大谷 学	実名でなくても職名のやり取りで十分意思疎通は可能であると判断するため。
沖田 真治	名誉毀損のリスクを回避するため。
足立 豪	実名発言の包括的保障は名誉毀損リスクや議長の議事整理権を不当に制限する恐れがあるため反対。
川上 幾雄	実名を呼び発言する必要性を要しないため。
柳楽 真智子	公人であっても議員の発言によって名誉を傷付けられることはある。あえて名前を出さなくても職名でいいと考えるため。
串崎 利行	現在の対応で問題ない。
小川 稔宏	公人も人としての尊厳は守られるべきであり名誉、権利への配慮は必要。法的トラブル防止の観点から慎重な運用が求められてることから、慣例や内規の見直しの必要性はない。
笹田 卓	名誉毀損等のリスクを回避するため。
岡本 正友	個人情報保護と慎重な運用が必要であるため。
芦谷 英夫	議会運営、広報発行の方針により進めており、現行によるべきである。
佐々木 豊治	議会として一定の配慮は必要。 プライバシー侵害の可能性もある。
西田 清久	職名を述べることで十分に対応できる。
川神 裕司	職名で個人は特定できるため。

【請願第88号】

議会における公人・法人等の実名発言及び議会だより等への掲載の保障に関する請願について（議会広報広聴委員会付託分）

議員名	反対理由
西田 一平	行政の内部統制の適正運用を守るため。
今田 実延	役職名のみで判断できるため。
岡山 令子	行政職員は組織として答弁をしており、個人名を出すことの意味がないため。
遠藤 祐之	個人名を出す必要がないため。
花田 香	行政の内部統制の適正運用を守るため。
村木 勝也	名前まで付けて発言する必要がなく、職名で足りるため。
大谷 学	公人であっても個人の名誉や尊厳への配慮は必要と判断するため。
沖田 真治	現在では実名を掲載しても良いルールがないから。
足立 豪	委託事業の検査記録などの事務管理方法は行政の内部統制の問題であり、請願で具体的運用を定めることは適当ではないため反対。
川上 幾雄	実名を呼び発言する必要性を要しないため。
柳楽 真智子	公人であっても名誉や尊厳は守られるべきだと考えるため。
串崎 利行	現在の対応で問題ない。
小川 稔宏	公式記録における不当な編集や削除の実態は見当たらない。
笹田 卓	名誉毀損等のリスクを回避するため。
岡本 正友	個人情報保護と慎重な運用が必要であるため。
芦谷 英夫	議会運営、広報発行の方針により進めており、現行によるべきである
佐々木 豊治	個人名を公表することでプライバシーが侵害される可能性がある。
西田 清久	職名で個人は特定できるため、実名は不要である。
川神 裕司	職名で個人は特定できるため。